

## 第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	中小企業金融対策事業
-----	------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等要綱			
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	●実施(補助)期間 自 継続 ～ 至

担当部	経済観光部	担当課	経済戦略課
担当係	商業振興係	内線	2514 課 No. 45010
関係課			

総合計画			
基本計画	章名	第3章 交流と文化によるまちのにぎわいづくりと地域を支えるものづくり	
	節名	第2節 地域を支えるものづくり	
	細節名	第4 にぎわいのある商業・サービス業の振興	
	施策名	②商業・サービス業の育成・支援	該当ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン 10 地域に根ざした商工業の振興			
事業区分	新規	継続	● 施策No. 32-04-02

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容		
中小企業を支援する。	①貸付金として金融機関に預託を行い中小企業を支援する。 ②補助金として利子補助を行い中小企業を支援する。 ③損失補償契約に基づき、鳥取県信用保証協会に対し、発生した代位弁済の割合を限度として補償金を支出する。 ④制度融資等の事務委託料を鳥取商工会議所に支払う。	①貸付金として金融機関に預託を行い中小企業を支援する。 ②補助金として利子補助を行い中小企業を支援する。 ③鳥取県信用保証協会と損失補償契約を結び、発生した代位弁済の割合を負担する(補償金) ④事務を鳥取商工会議所に委託することにより事務の効率化を図る。(委託料)	①貸付金として金融機関に預託を行い中小企業を支援する。 ②補助金として利子補助を行い中小企業を支援する。 ③鳥取県信用保証協会と損失補償契約を結び、発生した代位弁済の割合を負担する(補償金) ④事務を鳥取商工会議所に委託することにより事務の効率化を図る。(委託料)	①貸付金として金融機関に預託を行い中小企業を支援する。 ②補助金として利子補助を行い中小企業を支援する。 ③鳥取県信用保証協会と損失補償契約を結び、発生した代位弁済の割合を負担する(補償金) ④事務を鳥取商工会議所に委託することにより事務の効率化を図る。(委託料)		<p style="text-align: center;">(注1)</p> 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。
事業の概要	<p>①貸付金として金融機関に預託を行い中小企業を支援する。 ②補助金として利子補助を行い中小企業を支援する。 ③鳥取県信用保証協会と損失補償契約を結び、発生した代位弁済の割合を負担する(補償金) ④事務を鳥取商工会議所に委託することにより事務の効率化を図る。(委託料)</p>					
事業の対象者(交付先)	中小企業					
事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計	
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	3,322	4,891	4,993	5,094	18,300	
財源内訳(インプット)	一般財源	19	22	42	39	122
	国庫支出金		2			2
	県支出金					
	起債( )					
その他(貸付金)	3,303	4,867	4,951	5,055	18,176	

(注2)

事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。